

情報セキュリティ規程

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 情報セキュリティ体系(第5条)
- 第3章 情報セキュリティ管理体制(第6条)
- 第4章 情報区分(第7条)
- 第5章 罰則等(第8条)
- 第6章 雑則(第9条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 北尾自治会の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 用語の意義を、以下に定める。

- (1) 情報：北尾自治会（以下「会」）で管理するコンピュータ、ネットワーク及び記録媒体に記録されたデータをいう。
- (2) 情報システム：コンピュータシステム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体)で構成され、全体で会務処理を行うものをいう。
- (3) 情報資産：情報及び情報システムをいう。
- (4) 脅威：自然の脅威(地震、火災、風水害等)、情報システムの脅威(故障、誤動作等)及び人的な脅威(不正行為、誤操作等)をいう。
- (5) 情報セキュリティ：脅威から情報資産を保護し、機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。
 - ア 「機密性」とは、権限のない者への重要な情報の漏えいを防止すること。
 - イ 「完全性」とは、情報の改ざん、破壊による被害を防止すること。
 - ウ 「可用性」とは、権限のある者に対し、情報の利用を可能とすること。
- (6) 情報セキュリティ対策：セキュリティを維持するための管理策をいう。
- (7) 会員：北尾自治会員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 適用対象者：会員とする。
- (2) 適用資産：会が管理する全ての情報資産とする。

(会員の義務)

第4条 会員は、この規程及び関係法令を遵守し、情報セキュリティ対策を有効に機能させなければならない。

第2章 情報セキュリティ体系

(情報セキュリティ対策)

第5条 会長は次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 情報資産に関する対策
 - 情報の漏えい、改ざん、破壊等の脅威から保護して管理するために、重要度を評価・分類し、その重要度に応じた対策を講ずる。
- (2) 会員に関する対策
 - セキュリティの重要性を認識させ、有効と考えられる教育活動等の必要な対策を講ずる。

(3) 情報システムの設計・開発に関する対策

誤動作、不正利用、情報漏えい等から情報資産を保護するために、必要な対策を講ずる。

(4) 情報システムの運用に関する対策

運用ミスや情報漏えい等から情報資産を保護するために、運用、保守、監視等の必要な対策を講ずる。

(5) ネットワークに関する対策

ネットワーク障害、不正アクセス等から情報資産を保護するための必要な対策を講ずる。

(6) 情報セキュリティ事故に関する対策

事故発生時に迅速に対応し、被害の拡大を防止するとともに再発を未然に防止するために必要な対策を講ずる。

第3章 情報セキュリティ管理体制

(情報セキュリティ管理体制)

第6条 情報セキュリティ対策の推進・管理は、役員会において実施する。

2 役員会に情報セキュリティ総括責任者(以下総括責任者)を置く。

3 総括責任者は、会長をもって充てる。

4 情報資産の適切な管理及び利用の推進を行うために、各専門部及び各組に情報セキュリティ管理者(以下管理者)を置く。

5 管理者は、各専門部長及び各組長が務めるものとし、各専門部員及び組員への適用に対して責任を負う。

第4章 情報区分

(情報の区分)

第7条 情報資産は、漏えい、改ざん、破壊を防止することを目的とし、総括責任者及び管理者がその重要度を評価・分類し、重要度に応じた管理を行う。

2 管理者は、各専門部及び各組が保有する情報を以下のように区分する。

(1) 情報が脅威にさらされた場合に、個人又は法人に損失及び不利益を与える情報

ア 個人を識別可能、個人の権利利益を害するもの

イ 法人又は個人の権利、競争上の地位等、正当な利益を害する恐れがあるもの

(2) 脅威にさらされた場合に、会務の遂行に著しく支障を与える情報

(3) その他、管理者が保護する必要があると認めた情報

3 総括責任者及び管理者は、前項の情報を格納した記録媒体を適切に管理し、利用権限のない者による不正利用から防止することを目的とし、複製等の許可を行う。

4 総括責任者及び管理者は、脅威による被害を最小限に抑え、情報の復元を行うため、前項の情報を格納した記録媒体とは別の記録媒体に定期的に複製を作成する。

第5章 罰則等

(違反に対する措置)

第8条 この規程に違反した会員については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、損害賠償請求等の対象とする。

第6章 雑則

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。